

裁判官が裁判中にポロリと漏らした『裁判官の爆笑お言葉集』の続きを書きたい。

1996年、京都地裁の藤田清臣裁判官は、飲酒運転と赤信号無視によって発生した交通死亡事故を起こした被告人に懲役3年の実刑を言い渡し、「交通事故裁判での、被害者の命の重みは、駅前で配られるポケットティッシュのように軽い。遺族の悲嘆に比して、加害者はあまりに過保護である。命の尊さに、法が無慈悲であってはならない」と言った。交通事故被害者の命はポケットティッシュのように軽いと言い放ったことになるほどと思う。現在の量刑では、遺族の悲しみは抑えられないだろう。飲酒運転、無謀運転などでの被害なら、なお更である。長嶺裁判官は、検察官の求刑は2年6ヶ月だったのに、懲役3年という珍しい「求刑超え判決」を出し、「一裁判官としての思いの丈は判決に込めた。そこから酌みとってほしい」と、加害者、遺族に語りかけている。

2006年、京都地裁の上垣猛裁判長は、強盗殺人の罪に問われ、逮捕当初から容疑を否認し続け、法廷では黙秘し、最終陳述でも「身に覚えがない」と述べ、一貫して無罪を主張した被告に対し、数々の状況証拠を検討した上で、求刑通りの無期懲役を言い渡した。現在の裁判は自白の効力は薄く、物理的な証拠に基づく科学的判断が有効である。上垣裁判長は「もし、犯人でないのなら、説明してくれればありがたかったとも思います。たしかに黙秘権は被告人の権利。だが、あなたの声をもう少し聞いて判断したかった」と述べた。物的証拠がものを言うが、話を聞かずに裁くのは、裁判官として不満であろう。

1993年、静岡地裁の某陪席裁判官が、捕まって刑務所に入ることを願って、国の重要文化財である神社の拝殿に火をつけ、非現住建造物放火の罪を問われた男に対して、「刑務所に入りたいのなら、放火のような重大な犯罪でなくて、窃盗とか他にも…」と言った。最近、生きにくい社会の中で、上げ膳据え膳で、雨露をしのげる寝床もあり、医療費も無料の刑務所に入りたい人が増えていると聞く。しかし、裁判官が他に軽い程度の犯罪があるでしょうと指南するのは、何とも可笑的ではないか。時代の暗さを感じさせられる。

2006年、東京地裁の細田啓介裁判長は、約9億8000万円を脱税し、相続税法違反の罪に問われた被告人に、懲役1年8ヶ月、罰金1億6000万円の判決を言い渡し、「少ない額でも、きちんと納税している人をバカにした行為だ」と言った。日本製鉄の会長・斎藤英四郎氏が亡くなった時、遺産である22億6000万円が課税対象となり、長男の被告人は相続税約11億を納めた。遺産は他にも約16億円あることが判明した。日本製鉄の会長にもなれば、このような遺産があるのであろう。現在は、もっと貧富の格差があるのではないか。著者の長嶺氏は、細田裁判長の「少ない額でも」という言葉が気になって「『少なくとも悪かったな、余計なお世話だ』と毒づきたくなるのは、低額納税者のひがみでしょうか」と、読者の同意と笑いを誘っている。

2000年、横浜地裁の岩垂正起裁判長は、神奈川県警が組織ぐるみで、現職警部補による覚せい剤使用の事実をもみ消したとされる事件で、犯人隠避の罪に問われた元県警本部長に、執行猶予つきの有罪判決を言い渡し、「罪は万死に値する」と責め立てた。検挙する職務にある警察官が犯罪を行った身内をかきまう。執行猶予の有罪判決であるが、心情的には、「万死」1万回死ぬに値すると言った訳であるから、岩垂裁判長の怒りのほどが分かる。警察内の事件には、透明性に不信感を持つ人が多いのではないか。

長嶺氏は刑事裁判を扱っているから、このような裁判官の肉声を聞くのであろう。